

福岡県社会保険労務士会 法改正セミナー

同一労働同一賃金の正しい理解とその実務対応

開催日 **令和2年5月26日(火) 先着150名様**
13:30~16:50(受付13:00~)

会場 **アクロス福岡 国際会議場** 参加料 **無料**
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目1-1

2020年4月(中小企業は2021年4月)から対応が求められる同一労働同一賃金では、正規労働者と非正規労働者の不合理な待遇差が禁止され、また待遇差に関する説明責任も課されることとなります。

そこで、九州大学大学院法学研究院の山下昇教授をお招きし、同一労働同一賃金を正しく理解するためのポイントを説明して頂きます。続いて第2部では、各企業がこの課題の対応を進める際にもっとも基本となるガイドライン(指針)を基にした実務対応(職務分析・職務評価)を解説いたします。

第1部 不合理な待遇格差の是正と使用者の説明責任
～従業員間の手当の相違の理由を説明できますか?～

九州大学大学院法学研究院 教授
講師 山下 昇氏

第2部 職務分析・職務評価による
同一労働同一賃金の実務対応

福岡県社会保険労務士会
会員 前田 拓邦氏



福岡県社会保険労務士会ホームページの
特設ページより申し込みが可能です。

← 特設ページQRコード

●下記事項をご記入のうえ、本紙をFAXでお申し込みください。
(セミナーには定員数がございますのでお早めにお申し込み下さい。)

FAX
送信先

092-414-8786

貴社名	フリガナ カタカナ	電話番号	-
部署名 役職	同伴者	(他 名様)	

中止となりました。

ご記入いただいた個人情報は、このセミナー参加に関する手続きのみに使用します。第三者に開示・提供することはありません。



福岡県社会保険労務士会 TEL.092-414-8775

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル301

後援 福岡労働局・福岡県・福岡市